

岩手県監査委員告示第 25 号

監査結果の公表（平成 20 年岩手県監査委員告示第 17 号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 20 年 7 月 11 日

岩手県監査委員 中 平 均
岩手県監査委員 工 藤 勝 子
岩手県監査委員 菊 池 武 利
岩手県監査委員 谷 地 信 子

1 (1) 監査対象機関名 保健福祉部障害保健福祉課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成 20 年 2 月 5 日

イ 本監査実施日 平成 20 年 3 月 6 日

(3) 監査結果の公表の日 平成 20 年 5 月 9 日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
旧都南の園（現岩手県立療育センター）から引継いだ個人未収金に係る債権管理に当たり、債権管理簿の作成及び督促手続が著しく遅延していたものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、当該債権管理について、平成 19 年 10 月の旧都南の園に係る予備監査において、債権管理簿が未作成であること及び督促手続が執られていないことを承知したにもかかわらず、平成 20 年 2 月まで督促手続を執っていないことから、今後、適正かつ迅速な事務の執行に厳に留意する必要がある。	債権の管理に当たっては、改めて「債権の管理に関する規則」の規定に従った適正な債権管理事務を徹底し、適正に債権管理簿を整備のうえ、債権者への督促を行い、未収金の回収に努めている。 なお、事務の執行については、チェック表を作成し処理状況を報告するなど、組織として進捗管理を行い、再発防止に努めている。

2 (1) 監査対象機関名 岩手県立二戸高等技術専門校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成 20 年 2 月 13 日

イ 本監査実施日 平成 20 年 3 月 6 日

(3) 監査結果の公表の日 平成 20 年 5 月 9 日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
入校料に係る収入証紙収納額報告に当たり、報告すべき件数及び金額を少なく報告しているものが 8 件、45,200 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	指摘のあった案件すべてについて、平成 20 年 2 月 13 日までに報告を行いました。 今後は、収入証紙収納額報告に当たりチェック体制が不十分であったことから、収入証紙収納額管理表を作成し管理するとともに毎月の報告に際し、校長補佐及び校長による収入証紙収納額管理表と収入証紙の突合を行うことによりチェック体制の強化を図ることとし、適正な事務執行と再発防止に努めていく。